

生活やものづくりの学びネットワーク会則

第1条（名称）

本会は、生活やものづくりの学びネットワークと称する。

第2条（目的）

本会は、保護者、子ども、地域住民、教育関係者、マスメディア、教育行政関係者、政治家等に広く働きかけ、この学びの意義について理解を得る活動を通して小・中・高等学校における、生活やものづくりに必要な学びの充実をはかることを目的とする。

第3条（会員）

- 1) 会員は、正会員と子ども会員からなる。
- 2) 正会員は、上記の目的に賛同し、所定の入会申込書を提出し、その年度の会費を納入した個人[正会員・個人]並びに団体（含む企業）[正会員・団体]とする。
- 3) 子ども会員—上記の目的に賛同し、年度毎に子ども会員申出書を提出した19歳未満の個人とする。
- 4) 会員は、年度末に退会届を提出して任意に退会することができる。
- 5) 会費を3年以上滞納したときは、退会したものとみなす。

第4条（後援団体）

後援団体は、上記の目的を推進するために規定の後援会費を納入し、活動を支援する団体（含む企業）とする。

第5条（年会費、後援費、寄付金）

- 1) 入会金は無料とする。
- 2) 年会費（4月1日～翌年の3月31日）および後援費は当分の間、以下の通りとする。
[正会員・個人]年会費・・・1,000円
[正会員・団体]年会費・・・一口5,000円以上
子ども会員年会費・・・無料
後援費・・・・・・・・・・一口5,000円以上
- 3) 寄付金は正会員、子ども会員、後援者、その他賛同者からの任意とする。

第6条（会の活動）

会員相互および保護者・地域住民等の協力を得ながら次の活動等を行う。

- 1) 学習・情報交換、啓発・宣伝活動等の活動を行う。
 - ①学校や教育課程の在り方などについて学習と意見を深め、生活やものづくりに必要な学びを充実させるなどの活動を行う。
 - ②生活やものづくりに関する授業実践を充実させるために、学習、交流、情報交換の小集会などの活動を行う。
 - ③上記①と②の活動はマスメディア等に公開するなどの広報活動に努める。

- 2) 本会への参加者の対象を広げ、会員を増やす。
- 3) 生活やものづくりの学びを充実させるために必要なロビー活動等を行う。

第7条（組織・運営）

1) 総会

総会は正会員・子ども会員から構成され、年1回開催し、活動方針や財務に関する決議など重要な案件について審議し、決定する。

2) 世話人会

①世話人会は、世話人会が依頼した団体から推薦された者各1名および個人で総会の承認を得た者から構成され、本会の活動全般を立案、執行のための審議、その他の管理運営に必要な業務を行い、活動を推進する。

なお、世話人代表を出す団体からは、代表のほか1名を推薦するものとする。

②任期は総会から2年とし、再任を妨げない。

③世話人は、当分の間、以下の団体に推薦を依頼する。

家庭科教育研究者連盟、産業教育研究連盟、全国家庭科教育協会、大学家庭科教育研究会、日本家庭科教育学会、（一社）日本家政学会、（一社）日本家政学会家政教育部会、日本消費者教育学会、（一社）日本調理科学会、日本家庭科教育学会関東地区会、（一社）日本家政学会生活経営学部会、ジェンダー平等を進める教育全国ネットワーク

④世話人会には、正・副（2名）の世話人代表者をおく。

3) 実行委員会

①各県ごとに実行委員会を組織し、各県を中心として、本会の活動（第6条）の推進・実行を会員とともに行う。

②実行委員会は各県ごとに正副2人以上の責任者を決め、活動を企画、実行する。

③実行委員会は世話人会から委託された者または希望する者で、世話人会の承認を得た者により構成される。

④実行委員は2年を任期とし、再任を妨げない。

4) 事務局

①事務局は、世話人から委託された者または希望する者で、世話人会の承認を得た事務局員により構成され、組織管理（名簿および会費・財務管理等）、その他の事務を行う。

②事務局員の任期は総会から2年とし、再任を妨げない。

③事務局員への謝金は世話人会で設定する。

④事務局は、当分の間、以下に置く。

〒112-0012 東京都文京区大塚4-39-11 仲町YTビル3階

日本家庭科教育学会事務局気付

「生活やものづくりの学びネットワーク」事務局

5) 会計監査

会計監査は世話人会が推薦し総会で承認された者 2 名で構成し、財務の妥当性・適正性について監査を行う。

第 8 条（財務）

- 1) 本会の経費は、年会費、後援費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 2) 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

第 9 条（会則の改廃）

この会則の改廃は、総会の議を経て行う。

（付則）

2010 年 9 月 16 日の設立総会で承認、施行する。2011 年 9 月 25 日の総会で改正、ただちに施行する（名称変更）。

2012 年 9 月 30 日の総会で改正、ただちに施行する。

2015 年 9 月 27 日の総会で改正、ただちに施行する。

2018 年 9 月 23 日の総会で改正、ただちに施行する。

2019 年 9 月 23 日の総会で改正、ただちに施行する。